

8月1日から 新しい保険証・受給者証です

水色 後期高齢者医療被保険者証

紫色 国民健康保険被保険者証

紫色 国民健康保険被保険者証兼
高齢受給者証

問い合わせ 保健医療課 ☎592141

後期高齢者医療保険

新しい水色の被保険者証が後期高齢者医療広域連合から7月下旬に郵送されています。

国民健康保険（国保）

新しい紫色の被保険者証（保険証）を市から郵送していますので、確認してください。70歳以上の方の保険証には、被保険者証兼高齢受給者証と表示しています。今年度からレイアウトを含め、次の3点が変更になっていますので注意してください。

- ① 被保険者番号に枝番が追加
 - ② 県章が削除
 - ③ 市の公印の印影が黒色での印字
- 保険証が届いていない方

宛先不明で届いていない場合がありますので、保健医療課に連絡してください。
また保険証を紛失された場合は、再交付の手続きが必要となります。免許証など顔写真付きの本人確認ができる身分証明書を持って、保健医療課または支所で手続きをしてください。

家計にやさしいジェネリック医薬品を使ってみませんか？

お薬代を節約できます。

ジェネリック医薬品は特許切れの新薬をもとに、開発期間やコストを削減して作られるため、お薬によっては自己負担額が **3～5割も安くなる**ことがあります。



効き目、安全性は新薬と同等です。
ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を同じ量使用しています。また、たくさんの方の厳しい試験をクリアし法律や国の基準に沿って製造・管理されています。

ジェネリック医薬品については、**医師・薬剤師にお気軽にご相談ください。**
詳しくはホームページをご覧ください。

広島県 ジェネリック 検索

広島薬剤師会
マスコットキャラクター ヤウザイくん

人権擁護委員の 再任



再任された人権擁護委員
前安井 美千子さん

問い合わせ
自治振興課 ☎592145

7月1日に、前安井美千子さんが人権擁護委員に再任されました。現在、人権擁護委員は在任中の片岡恵美子さん、古原陽子さん、坂本スミエさん、弘兼秀子さん、正木静夫さん、山本竹生さんとあわせて7人です。
人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣の委嘱を受けて、国民一人一人の人権を守るために活動しています。
人権擁護委員は、みなさんの身近な存在です。気軽に声を掛けてください。

国保知識

必ず届け出を！

就職した場合
会社などから保険証を受け取ったら、保健医療課または支所に、できるだけ早く届け出てください。届け出がないと社会保険などに加入したことを市では把握できません。そのため、国保に加入したままになり、保険料がかかり続けます。
退職した場合
会社から資格喪失証明書を取得して、証明書の発行日から14日以内に届け出てください。必要な書類などがそろっていれば、その場で国保の保険証を発行します。ただし、代理人の場合は、委任状がなければ、自宅へ郵送することになります。

届け出に必要なものは？

- 社会保険などに加入した場合
○ 加入者全員の「社会保険等被保険者証」（加入日の確認のため）
- 「国保の保険証」
- 「マイナンバー」が分かるもの（加入者全員・世帯主）
- 「資格喪失証明書」（資格の喪失日や喪失した人などが分かるもの）

こんなときは、どうする？

- 「身分証明書（免許証、パスポートなど）」
 - 「マイナンバー」が分かるもの（加入者全員・世帯主）
- 保険証が変わったら、すぐに医療機関へ連絡を
会社などに就職し、社会保険などに加入したら、加入日を確認し、現在治療を受けている医療機関へ、すぐに連絡しましょう。
社会保険などに加入した後、国保の保険証を使用した場合は、自己負担以外の医療費部分（窓口で3割支払っていた場合は、残りの7割部分の医療費）を市に返納することになります。
社会保険加入後も国保を使ったら
○ 就職して社会保険に加入したけど、すぐに保険証が届かず、しかたなく国保の保険証を使ってしまった場合、医療費の返納の対象になることがありますか。
○ 返納の対象になります。このような場合、事前に会社で社会保険などの加入証明書を発行してもらうか、医療機関などの窓口で事情を説明してください。
○ 自己負担分以外の医療費は加入している医療保険者が負担することになりますので、加入資格を確認し正しく保険証を使用してください。

会社都合などで職場を退職した場合

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などの理由で職場を退職した方で、65歳未満の方は、届け出ることによって国民健康保険料を一定期間軽減する制度があります。ハローワークで交付する「雇用保険受給資格者証」、「保険証」、「印鑑」、「身分証明書」を持参して、保健医療課、または支所で手続きをしてください。

交通事故にあった場合

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合、必ず保健医療課に連絡をし、「第三者行為による傷病届」を提出してください。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え払いをし、あとから加害者に請求します。また、示談をされる場合は、示談の前に必ず保健医療課に相談してください。

年金に関する情報は、 「年金ポータル」を検索

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141



年金ポータルは、年金に関する情報をインターネットで容易に見つけられるように、厚生労働省が作成したポータルサイトです。



「わたしとみんなの年金ポータル」は、スマートフォンでQRを読み込んで、検索してください。

このポータルサイトでは、自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについて、さまざまな関係機関のホームページから情報を探すことができます。
専門用語をできるだけ使わずに、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入り口」として利用できます。
年金ポータルは、「わたしとみんなの年金ポータル」で検索、またはQRからアクセスしてみてください。